

令和7年3月 6日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和7年

第1回別海町議会定例会議案

別海町議会

令和7年 第1回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第12号	令和7年度別海町一般会計予算	1
議案第13号	令和7年度別海町国民健康保険特別会計予算	2
議案第14号	令和7年度別海町介護サービス事業特別会計予算	3
議案第15号	令和7年度別海町介護保険特別会計予算	4
議案第16号	令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第17号	令和7年度町立別海病院事業会計予算	6
議案第18号	令和7年度別海町水道事業会計予算	7
議案第19号	令和7年度別海町下水道等事業会計予算	8
議案第20号	令和6年度別海町一般会計補正予算	9
議案第21号	令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	10
議案第22号	令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	11
議案第23号	令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算	12
議案第24号	令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算	13
議案第25号	令和6年度町立別海病院事業会計補正予算	14
議案第26号	令和6年度別海町水道事業会計補正予算	15
議案第27号	令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算	16
議案第28号	別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	17
議案第29号	別海町訪問入浴介護事業所条例の制定について	28
議案第30号	別海町学校教育施設整備基金条例の制定について	31
議案第31号	別海町部設置条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第32号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第33号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	37
議案第34号	第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第35号	第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41

議案第 36 号	別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第 37 号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第 38 号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第 39 号	別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第 40 号	別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第 41 号	別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第 42 号	別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第 43 号	別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第 44 号	別海町下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第 45 号	別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第 46 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	63
議案第 47 号	町道の路線認定及び廃止について	71
報告第 2 号	専決処分の報告について	74
報告第 3 号	専決処分の報告について	75

議案第12号

令和7年度別海町一般会計予算

令和7年度別海町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第13号

令和7年度別海町国民健康保険特別会計予算

令和7年度別海町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第14号

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計予算

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第15号

令和7年度別海町介護保険特別会計予算

令和7年度別海町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第16号

令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第17号

令和7年度町立別海病院事業会計予算

令和7年度町立別海病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第18号

令和7年度別海町水道事業会計予算

令和7年度別海町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第19号

令和7年度別海町下水道等事業会計予算

令和7年度別海町下水道等事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第20号

令和6年度別海町一般会計補正予算

令和6年度別海町一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 21 号

令和 6 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和 6 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 22 号

令和 6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和 6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 23 号

令和 6 年度別海町介護保険特別会計補正予算

令和 6 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第24号

令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算

令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾根興三

議案第25号

令和6年度町立別海病院事業会計補正予算

令和6年度町立別海病院事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第26号

令和6年度別海町水道事業会計補正予算

令和6年度別海町水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第27号

令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算

令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第28号

別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾根興三

別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則（第5条—第19条）

第2節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）

第3節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。
- (3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明らかに、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 町長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自ら提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児等の安全の確保に関して保護者との連携を図ら

れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援

事業の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2節 乳児等通園支援事業の区分

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所におい

て、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第3節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- （2） 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- （3） ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （4） 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （5） 満2歳児以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- （6） 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- （7） 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （8） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項

		<p>第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含

む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士における支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる命令又は告示に定める基準による。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係る部分に限る。）
 - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）（認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に係る部分に限る。）
 - (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
 - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）
- （準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第29号

別海町訪問入浴介護事業所条例の制定について

別海町訪問入浴介護事業所条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾根興三

別海町訪問入浴介護事業所条例

(目的)

第1条 この条例は、訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）を設置し、自宅で入浴することが困難な状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 別海町訪問入浴介護事業所
- (2) 位置 別海町別海西本町103番地3（老人保健施設すこやか内）

(事業の内容)

第3条 事業所は、次に掲げるサービスを行う。

- (1) 血圧、脈拍、体温等の測定
- (2) 全身入浴、部分浴、清拭及び洗髪

(利用対象者)

第4条 サービスを利用できる者は、居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な要介護認定を受けた者又は別海町障がい者地域生活支援事業の支給決定を受けた者とする。

(職員)

第5条 事業所に管理者その他必要な職員を置く。

(利用申込)

第6条 サービスを利用しようとするときは、事業所へ申込みを行うものとする。

(契約)

第7条 サービスを利用するときは、別に定める契約書により契約するものとする。

(利用者負担)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかの額を納入する。

- (1) 第4条に規定する要介護認定を受けた者 別海町介護サービス使用料及び手数料条例（平成12年別海町条例第27号）で定める額
- (2) 第4条に規定する別海町障がい者地域生活支援事業の支給決定を受けた者 別海町障がい者地域生活支援事業条例（平成18年別海町条例第35号）で定める額

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 別海町介護サービス使用料及び手数料条例（平成12年別海町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

- (1) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護事業 別海町訪問入浴介護事業所

第3条中「前条第1号の介護サービスに係る利用者負担は手数料、同条第2号から第4号まで及び第6号の介護サービスに係る利用者負担は使用料」を「前条第1号、第3号から第5号まで及び第7号の介護サービスに係る利用者負担は使用料、同条第2号の介護サービスに係る利用者負担は手数料」に改め、同条第1号中「第4号」を「第5号」に改め、同条第2号中「前条第5号」を「前条第6号」に改め、同条第3号中「前条第6号」を「前条第7号」に改め、同条第4号中「前号」を「第1号及び前号」に、「第2条」を「前条」に改め、同条第5号中「前条第6号」を「前条第7号」に改める。

第4条第1項ただし書中「前条第4号」を削り、同条第2項中「訪問看護事業及び通所介護事業並びに通所リハビリテーション事業」を「訪問入浴介護事業、訪問看護事業、通所介護事業及び通所リハビリテーション事業」に、「訪問看護又は通所介護」を「事業」に改める。

別表1中「第2条第1号」を「第2条第2号」に、「第2条第5号」を「第2条第6号」に、「第2条第2号」を「第2条第3号」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に、「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

別表1及び別表2中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改める。

議案第30号

別海町学校教育施設整備基金条例の制定について

別海町学校教育施設整備基金条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾根 興 三

別海町学校教育施設整備基金条例

(設置)

第1条 別海町の学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるため、別海町学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用)

第4条 町長は、必要があると認められるときは、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 31 号

別海町部設置条例の一部を改正する条例の制定について

別海町部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町部設置条例の一部を改正する条例

別海町部設置条例（平成 9 年別海町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号を第 7 号とし、第 2 号から第 4 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 総合政策部
- (3) 経営管理部

第 2 条を次のように改める。

（分掌事務）

第 2 条 前条に定める各部の分掌は、次のとおりとする。

総務部

- (1) 議会及び行政一般に関する事項
- (2) 町税に関する事項
- (3) 町行政の総合調整に関する事項

- (4) 広報、条例その他他部の主管に属しない事項

総合政策部

- (1) 町の重要施策の総合企画に関する事項
- (2) 町の総合計画に関する事項
- (3) 地域の振興に関する事項
- (4) 統計に関する事項

経営管理部

- (1) 職員の進退及び身分に関する事項
- (2) 町の歳入歳出予算、その他の財務及び財産に関する事項
- (3) 行財政改革及び経営戦略に関する事項

福祉部

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 社会保障に関する事項
- (3) 介護保険及び介護支援に関する事項

保健生活部

- (1) 保健衛生に関する事項
- (2) 生活環境の保全に関する事項
- (3) 日常生活の安定向上に関する事項

産業振興部

- (1) 農業に関する事項
- (2) 水産業に関する事項
- (3) 林業及び自然環境の保全に関する事項
- (4) 商業及び工業に関する事項
- (5) 労働に関する事項
- (6) 観光に関する事項
- (7) その他産業経済及びみどり推進に関する事項

建設水道部

- (1) 土木に関する事項
- (2) 建築に関する事項
- (3) 下水道に関する事項

(4) 水道に関する事項

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

別海町長 曾 根 興 三

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年別海町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 6 7 条」を「労働基準法第 6 7 条」に改め、同条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第33号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾根興三

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年別海町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条の3中第3項を削り、第2項を第3項とし、同条第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第7条の3に次の2項を加える。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続きその他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条第1項中「その他規則で定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにする

ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年別海町条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「同法附則第9条第3項」を「同法附則第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第34号

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年別海町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条中「300,000円」を「325,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 35 号

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

別海町長 曾 根 興 三

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年別海町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「特殊勤務報酬」の次に「、宿日直報酬」を加える。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（宿日直報酬）

第 3 条の 2 第 1 号会計年度任用職員であつて、宿日直勤務することを命じられた者には、宿日直報酬を支給する。

2 宿日直報酬の額は、別海町職員の給与に関する条例（昭和 26 年別海村条例第 1 号。以下「給与条例」という。）の規定により一般職の常勤職員に支給される宿日直手当の

例による。

第5条第2項中「別海町職員の給与に関する条例（昭和26年別海村条例第1号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第8条第1項中「特殊勤務報酬」の次に「、宿日直報酬」を加える。

第14条中「330,000円」を「360,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第36号

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾根興三

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年別海町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改め、同条第3号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改め、同条第4号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第37号

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾根興三

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年別海町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「支援を行うこと」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条第5項第1号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」を「子ども・子育て支援法」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小

規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者
第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。
附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第38号

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾根興三

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年別海町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第42条第4項第1号」を「第42条第6項第1号」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同条」を「第27条」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行うこと」を「支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。第42条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供され

る場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第39号

別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について

別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例

別海町障害者地域生活支援事業条例（平成18年別海町条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

別海町障がい者地域生活支援事業条例

第1条中「障害者」を「障がい者」に、「障害児」を「障がい児」に改める。

第2条第1号中「障害者」を「障がい者」に、「身体障害」を「身体障がい」に、「知的障害」を「知的障がい」に、「精神障害」を「精神障がい」に改める。

第4条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条中「、生活サポート事業」を削る。

第7条中「第9号」を「第8号」に、「うえ」を「上」に改める。

第10条第1項及び第11条第1項中「第8号」を「第7号」に改める。

第14条中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

事業内容及び対象者

事業区分	事業内容	対象者
1 相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等を行う事業	障がい者、障がい児の保護者又は障がい者の介護及び支援を行う者等
2 意思疎通支援事業	意思疎通に支障がある障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通に必要な援助を行う事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等
3 地域活動支援センター事業	障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を図り、あわせて機能訓練、社会適応訓練とともに、必要に応じて入浴等のサービスを行う事業	1 障害支援区分判定において、軽度（区分1及び区分2）と判定された者 2 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者であつて、日中活動の支援が必要と町長が認めた者
4 日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養支援用具、情報意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費等の日常生活用具の給付又は貸与を行う事業	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、難病患者等であつて、日常生活用具を必要と町長が認めた者。 ただし、本人又は配偶者のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上である場合は本事業の対

		象外とする。
5 移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動支援を行う事業	屋外での移動が困難な障がい者等であって、外出時に移動の支援が必要と町長が認めた者
6 日中一時支援事業	障がい者等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他町長が認めた支援を行う事業	日中において監護する者がいないため、一時的な見守り等の支援が必要と町長が認めた者
7 訪問入浴サービス事業	移動入浴車で居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の支援を行う事業	居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障がい者等
8 成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図る事業	判断能力が十分でない知的障がい者及び精神障がい者であって、成年後見制度の利用に要する費用について、補助を受けなければ制度の利用が困難であると町長が認めた者
9 理解促進研修・啓発事業	地域住民等に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業	地域住民等
10 自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業	障がい者等、障がい者等の家族、地域住民等
11 成年後見制度法人後見	法人後見実施のための研修	法人後見実施団体、法人後

支援事業	や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等を行う事業	見の実施を予定している団体等
1 2 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行う事業	町長が認めた者

別表第2 生活サポート事業の項を削る。

別表第3 中「ただし、本人又は世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上である場合は対象外とする。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

2 別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年別海町条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1 中「

4 町長	別海町障害者地域生活支援事業条例(平成18年別海町条例第35号)による障害者の地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

」を「

4 町長	別海町障がい者地域生活支援事業条例(平成18年別海町条例第35号)による障がい者の地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

」に改める。

別表第2 中「

4 町長	別海町障害者地域生活支援事業条例による障害者の地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
------	---	--

」を「

4 町長	別海町障がい者地域生活支援事業条例による障がい者の地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
------	---	--

」に改める。

議案第40号

別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

別海町児童デイサービスセンター条例（平成20年別海町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する放課後等デイサービス及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「通所支援」という。）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第41号

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例

別海町中小企業融資条例（昭和41年別海村条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和7年」を「令和8年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第42号

別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

別海町水道事業の設置等に関する条例（昭和59年別海町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第43号

別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例

別海町水道事業給水条例（昭和59年別海町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第16条第4項中「、第3項」を「及び前項」に改める。

第40条第1号中「学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同条第2号中「学

学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同条第3号中「学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同条第6号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

（6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第40条第4号中「学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第41条中「第3項」の次に「（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第1号中「前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する

者」を「前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同条第2号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「第3号及び第4号」を「第3号及び第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「卒業した後（同法」を「卒業した後（学校教育法」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「4年以上」を「2年以上」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、「6年以上」を「3年以上」に、「同条第4号」を「同項第5号」に、「8年以上」を「4年以上」に改め、同条第3号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同条第4号中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に、「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第44号

別海町下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

別海町下水道等事業の設置等に関する条例（令和3年別海町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,440人」を「5,070人」に、「119.8ヘクタール」を「133.4ヘクタール」に、「1,490人」を「1,150人」に、「160人」を「140人」に改める。

別表第2中「2,475立方メートル」を「2,300立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

別海町監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町監査委員条例の一部を改正する条例

別海町監査委員条例（平成9年別海町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第46号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、豊原、中西別、大成、泉川、美原、本別及び上春別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町豊原辺地
(辺地の人口 269人、面積 51.6km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町豊原

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町豊原29番地38

(3) 辺地度数

234点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対応するため、計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

通学施設～ 小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業)	別海町	8,734	4,992	3,742	3,600
通学施設 (スクールバス購入事業)	別海町	23,399	3,750	19,649	19,000
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(245,900)	(231,148)	(14,752)	(14,500)
		219,900	206,708	13,192	13,000
合計		(278,033) 252,033	(239,890) 215,450	(38,143) 36,583	(37,100) 35,600

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町中西別辺地
(辺地の人口 585人、面積 136.2km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町中西別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町中西別本町18番地

(3) 辺地地点数

106点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【中西別上風連線(L=6,071m W=5.5m)、中西別広野線(L=3,130m W=5.5m)、根室中部3号主要幹線(9,032m W=5.5m)、中西別北4線(L=2,187m W=5.5m)】

除雪機械～ 除雪グレーダは路面生成装置により、スリップの原因となるわだちや、凍結路面の除去が可能であり、交通の安全を確保するためにも必要不可欠なものであり、より効率的な道路管理に努めるため、車両を増台する必要がある。

通学バス～ 小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業外4事業)	別海町	(1,625,361) 892,387	(1,055,648) 582,648	(569,713) 309,739	(554,600) 288,400
除雪機械 (除雪機械等購入事業)	別海町	(62,519) 0	(0) 0	(62,519) 0	(62,500) 0
通学バス (スクールバス購入事業)	別海町	(13,824) 11,522	(3,900) 3,750	(9,924) 7,772	(9,900) 7,700
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(210,000) 163,200	(197,400) 153,408	(12,600) 9,792	(12,500) 9,700
合計		(1,911,704) 1,067,109	(1,256,948) 739,806	(654,756) 327,303	(639,500) 305,800

総合整備計画書

(第2次変更)

北海道別海町大成辺地
(辺地の人口 167人、面積 28.6km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町大成

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町大成33番地5

(3) 辺地度点数

225点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【上春別原野54線(L=4,653m、W=5.5m)】

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【大成零号地区(L=3,659m、W=4.0m)、東柏野地区(L=2,214m、W=4.0m)】

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (上春別原野54線路肩拡幅・舗装改修事業外1事業)	別海町	(610,553) 480,489	(31,338) 19,800	(579,215) 460,689	(576,700) 458,000
産業農林道 (大成零号地区農道整備事業外1事業)	北海道	1,278,804	991,073	287,731	287,200
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(144,435) 107,076	(136,145) 100,614	(8,290) 6,462	(8,100) 6,300
合計		(2,033,792) 1,866,369	(1,158,556) 1,111,487	(875,236) 754,882	(872,000) 751,500

総合整備計画書

(第2次変更)

北海道別海町泉川辺地
(辺地の人口 296人、面積 58.7km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町泉川

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町泉川107番地52

(3) 辺地度点数

171点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【泉川第1地区零号線(L=1,095m、W=4.0m)、別海西部第2地区泉川北6線(L=500m、W=5.5m)】
- 産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【泉川第1地区第2東3号線(L=1,110m W=4.0m)】
- 経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (泉川第1地区零号線改良舗装事業外2事業)	別海町	(281,146) 276,046	(16,992) 16,992	(264,154) 259,054	(262,500) 257,800
産業農林道 (泉川第1地区第2東3号線基盤整備促進事業)	別海町	(185,333) 185,200	(81,015) 81,015	(104,318) 104,185	(104,200) 104,100
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	116,830	109,819	7,011	6,800
合計		(583,309) 578,076	(207,826) 207,826	(375,483) 370,250	(373,500) 368,700

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町美原辺地
(辺地の人口 243人、面積 66.0km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町美原

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町美原66番地24

(3) 辺地度点数

192点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業)	別海町	(26,397) 15,260	(15,762) 9,232	(10,635) 6,028	(10,600) 5,800
合計		(26,397) 15,260	(15,762) 9,232	(10,635) 6,028	(10,600) 5,800

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町本別辺地
(辺地の人口 145人、面積 28.3km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町本別

(2) 地域を中心の位置

野付郡別海町本別50番地33

(3) 辺地度点数

171点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対応するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【本別誘導線(L=1,444m、W=5.5m)】

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (本別誘導線整備事業外1事業)	別海町	(458,643)	(255,705)	(202,938)	(198,900)
		284,434	165,036	119,398	117,300
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	85,180	80,068	5,112	5,000
合計		(543,823) 369,614	(335,773) 245,104	(208,050) 124,510	(203,900) 122,300

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町上春別辺地
(辺地の人口 684人、面積 101.1km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上春別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上春別南町6番地1

(3) 辺地度点数

121点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【上春別原野54線(L=4,653m W=4.0m)】

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【別海第1地区(L=180m W=4.0m)、大成零号地区(L=3,659m W=4.0m)】

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別海町	(382,100)	(19,118)	(362,982)	(361,000)
		379,000	17,242	361,758	359,700
産業農林道 (別海第1地区農道整備事業外1事業)	北海道	(827,500)	(641,312)	(186,188)	(186,100)
		775,600	601,091	174,509	174,200
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	21,130	19,862	1,268	1,200
合計		(1,230,730)	(680,292)	(550,438)	(548,300)
		1,175,730	638,195	537,535	535,100

議案第47号

町道の路線認定及び廃止について

町道の路線を次のように認定及び廃止する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 認定する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
805	別海旭町団地西通線	別海旭町435番地9地 先	別海旭町435番地42 地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項

2 廃止する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
805	別海旭町団地西通線	別海旭町435番地33 地先	別海旭町435番地42 地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾根興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月7日

別海町長 曾根興三

工事請負契約の一部変更について

令和6年6月27日議案第45号により議決を経て締結した、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（4号棟）請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「84,095,000円（内消費税及び地方消費税額7,645,000円）」を「85,756,000円（内消費税及び地方消費税額7,796,000円）」に改める。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月6日提出

別海町長 曾根 興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月21日

別海町長 曾根 興三

工事請負契約の一部変更について

令和6年7月29日議案第58号により議決を経て締結した、酪農工場及び農漁村加工体験施設機械設備改修工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「74,800,000円（内消費税及び地方消費税額6,800,000円）」を「75,405,000円（内消費税及び地方消費税額6,855,000円）」に改める。

